

# 特定少年の実名報道について

瀬田 遼

1. はじめに
2. 2021年改正少年法における報道規制について
3. 実名報道のメリット・デメリット
4. 私見
5. おわりに

## 1. はじめに

2021年（令和3年）2月19日、「少年法等の一部を改正する法律案」が、内閣提出法案として衆議院に提出され、同年5月21日、参議院にて可決成立し、2022年（令和4）4月1日に施行された。

2021年改正少年法は、18歳及び19歳の者を「特定少年」として少年法の適用範囲にとどめる一方で、特定少年に対して成人と同じ扱いとする内容であった。その中でも特に顕著であったのが、「特定少年」が起訴された場合に、少年法第61条に係る少年個人に関する報道の規制が適用されない、いわゆる「実名報道」が解禁されるというものである。

この改正法の施行からおよそ1年が経過したが、実際に起訴された特定少年の実名を、大手を中心とした多くの機関が報道しており、匿名での報道は数社程度という状況である。この、実名もしくは匿名とした理由の中で、実際に報道機関の代表者が明かしたのは、社会性や公共性、少年法の理念によるものであった。実名報道にすることで得られる社会的利益や守るべき理念などが挙げられたが、個人的な観点として実名報道にすることのメリット、デメリットを踏まえた上での判断なのかを注視していたが、その部分は明らかにされず、疑問点として残った。

今回のレポートでは、実名報道そのもののメリット・デメリットや、それを少年に当てはめた場合にどのような影響が出るのかについて、私見を述べていきたいと思う。

## 2. 2021年改正少年法における報道規制について

改正前の少年法第61条においては、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を

新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と、少年事件及び関係する少年に関する報道について規制する条文が設定されていた。これは、少年の名誉やプライバシーを保護することによって、少年法の理念でもある少年の健全な育成を推進する目的で定められている。この条文には、少年の成長発達権を直接的に保障するものとする論説も存在するが、あくまで努力義務規定であるため、違反しても刑事・民事および行政処分などが課せられることは無いため、一部週刊誌などでは実名や顔写真が掲載されることがあるが、少年法 61 条に違反する報道が名誉毀損として刑事及び民事上の責任を巡った訴訟に発展したケースや弁護士会が抗議声明を出すケースもある<sup>12</sup>。

しかし、少年法によって禁止されているのは、あくまでも家庭裁判所の審判に付された少年、または少年のとき犯した罪により公訴を提起された者に対してであり、逮捕者や指名手配者は含まれない。しかし逮捕や指名手配は少年保護手続や起訴を想定した前段階の手続きでもあることから、それに準ずるものとして扱われて実名報道を禁止している。また、「本人であることを推知することができる」というのは「不特定多数の一般人にとって推知可能なこと」をさし、「事件関係者や近隣住民にとって推知可能なことをさすものではない」という判例が存在する。<sup>3</sup>同様の概念は、北京条約や児童の権利に関する条約にもみることができる。こうした規定は、国民の知る権利や表現の自由（報道の自由）にも関係するため、基本的人権の間で相互の調整が重要となる。一般論としては、どちらも憲法上保障された重要な権利であり、どちらか一方が圧倒的優位と断言することはできないとされている。<sup>4</sup>

そして、2021 年の改正において新たに「第 68 条」として、以下の条文が追加された。

第 68 条「第 61 条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。（以下略）」

この条文によって、18 歳及び 19 歳の少年が犯した罪により起訴された場合には、先述の第 61 条によって定められている報道規制の適用対象から外れることによって、実名の公表

---

<sup>1</sup> [日本弁護士連合会：少年の「推知報道」を受けての会長声明 \(nichibenren.or.jp\)](https://nichibenren.or.jp/) 2023 年 12 月 27 日閲覧

<sup>2</sup> [特定少年の推知報道に抗議し、改正少年法第 68 条の撤廃を改めて強く求める会長声明 | 東京弁護士会 \(toben.or.jp\)](https://toben.or.jp/) 2023 年 12 月 27 日閲覧

<sup>3</sup> [052287\\_hanrei.pdf \(courts.go.jp\)](https://courts.go.jp/) 最高裁判所判決第二小法廷判決 2003 年 3 月 14 日 2023 年 12 月 27 日閲覧

<sup>4</sup> [少年事件の実名報道と憲法：Chuo Online : YOMIURI ONLINE \(読売新聞\)](https://yomiuri-online.com/) 2023 年 12 月 28 日閲覧

や顔写真の掲出という方法を執ることが可能となった。<sup>5</sup>

起訴する検察側も実名報道を検討すべき事案として、「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻であるような事案」として裁判員裁判対象事件を例として挙げ、裁判員裁判対象事件以外でも「公表を求める社会の要請が高く、被告の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合」も含めることを方針として示した。そして、2021年10月に発生した甲府市夫婦殺害事件において、被告の特定少年の氏名が初めて公表された。

### 3. 実名報道のメリット・デメリット

この項では、そもそもなぜ報道機関が実名報道を行うのか、実名報道を行うメリット・デメリットを挙げながら、それらを少年に当てはめた場合にどのような影響があるのか考察していきたい。

#### 【メリット】<sup>6</sup>

##### ① 記事の信ぴょう性の担保

まず、実名報道を行うことで得られる最大のメリットは、「報道の信ぴょう性」が担保されるという点である。そもそも報道の原点は「5W1H」（いつ・どこで・誰が・何を・何が起きた・どのように）がきちんと正確に伝えられることであり、これが揃うことによって記事の信ぴょう性、信頼性が生まれるとされている。これを匿名にしてしまうと、「国民の知る権利」を狭める恐れがある。また、情報源となった人物の身の安全を守るために匿名を用いることがあるが、こうした手法が多用されると捏造や誤報が発生しやすいとされる。

##### ② 冤罪の抑止

犯罪報道において、「実名を報道する」という行為には権力を監視し、冤罪の発生を抑制する機能がある。メディアが発達した現代において、犯罪報道が匿名で行なわれると誤認逮捕であったとしても、それを証明する人間が名乗りでないという事態が現実化する恐れがある。メディアが実名報道するからこそ「逮捕された彼は事件当時ここに居た。結果現場には居なかった。」というアリバイなどを証言する人間が名乗りでる可能性がある。このことは実名報道が権力を監視する機能を持ち合わせていることを示している。正確な犯罪事実を実名報道し写真を掲載することによって逆に読者、視聴者からの声が法廷や報

---

<sup>5</sup> [改正少年法が成立 18・19歳を厳罰化、来春施行 - 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](https://www.nikkei.com)2023年12月28日閲覧

<sup>6</sup> 内藤正明『実名報道と匿名報道の社会的役割--「国民の知る権利」と「少年法61条・推知報道の禁止」』2024年1月4日閲覧

道局に届くことも考えられる。

### ③ 一般予防効果

事件を起こした者に対して、氏名などの情報を公表することによって社会的制裁（＝応報的制裁）を加えることにより、その後の事件発生を抑止する一般予防効果も期待できるとされている。<sup>7</sup>また企業には、求職者の経歴や犯罪歴などをチェックする部署もあるため、刑務所を出所（社会復帰）したとしても、大手企業への就職をほぼ不可能にすることもできる。また、日本においては起訴された場合、有罪になる確率が99%以上と極めて高いことが、応報的制裁が支持される理由であると考えられる。

#### 【デメリット】

##### ① 模倣犯の誘発

少年法 61 条において、本人を特定できる情報を新聞紙や出版物に記載することが禁じられている。これの趣旨としては、社会的偏見を生み更生の阻害要因となる可能性があることや、将来のある少年を保護すること、少年はしばしば有名な事件を模倣してしまうため、実名の公表は少年を「悪い意味でのヒーロー」にする恐れがあることが挙げられる。また、テロリストなど確信犯的な犯罪者や暴力団組員のような職業犯罪者の場合、自己顕示欲が犯行動機となっている劇場型犯罪の犯人の場合には、報道と同時に犯人への賛美ももたらされ、更なる事件の引き金になる可能性が2000年代以降指摘されるようになっていった。実際、2019年にアメリカ・テキサス州で起こったミッドランド銃乱射事件では、地元警察署長が「彼の行為に、悪名を与えない」として、記者会見の場で犯人の氏名公表を拒否（後に公表した）するという異例の事態も起こっている<sup>8</sup>。

（アメリカでは、事件関係者や捜査官を含めた人物の名前は、基本実名で報道される。）

##### ② 社会復帰への悪影響

近年のインターネット・SNSの発達により、事件について検索すると、通常の新聞記事に混ざり容疑者とされる特定少年の顔写真、家族に関する情報が書かれた「まとめサイト」や事件関係者とされる人物の個人情報晒し上げるような投稿、サイトがヒットする。こういった情報は拡散の速度が速く、かつ消えることが無いため永久的に残り続ける。前述の【メリット】③「一般予防効果」の裏返しのことではあるが、特定少年が社会復帰をするという段階になった時に、前歴等を調べられることにより企業側から書類選考の段階で不採用とされることが予想され、社会復帰に関心や理解のある企業でないと採用されな

---

<sup>7</sup> 浅野健一『犯罪報道の犯罪』（講談社）

<sup>8</sup> [テキサス銃乱射事件、警察はテレビ中継で容疑者の名前を公表せず「彼の行為に、悪名を与えない」](https://www.huffpost.com/entry/tx-shooting-police-dont-reveal-suspect-name) | ハフポスト WORLD ([huffingtonpost.jp](https://www.huffpost.com/)) 2024年1月5日閲覧

い可能性もあることから、少年の職業選択の幅が狭まってしまい、意図しない就職をせざるを得ない状況になってしまう。このことから、少年の再犯リスクが高まり、社会復帰に大きな悪影響が残ると考えられる。

#### 4. 私見

ここまで、少年法の実名報道に係る改正内容や実名報道のメリット及びデメリットについて述べてきたが、それらを踏まえた私個人の意見は、「特定少年の実名報道は行うべきではない」ということである。この考えに至った大きな理由は、少年法の理念である健全育成及び社会復帰に大きな悪影響が及ぼすことが否定できないからである。前項の【デメリット】②「社会復帰への悪影響」で述べたように、近年のインターネット・SNSの普及により、少年事件について検索すると、通常の新聞記事に混ざり容疑者とされる特定少年の顔写真、住所、通っている学校名、家族に関する情報が書かれたサイトやSNSの投稿がヒットする。こういった状況は特定少年だけでなく、その家族にも様々な被害や悪影響を及ぼすため、少年法の制定目的の達成どころか逆効果になりかねないと私は考えている。もちろん、過度な少年の保護や報道規制はされるべきではないと思うが、少年法は「教育」を少年に対して施すことによって社会復帰を促すための法律であるため、応報的要素が強くなってしまいう実名報道の解禁はすべきでないと思う。

#### 5. おわりに

ここまで、2021年改正少年法により解禁となった特定少年の「実名報道」について見てきた。昨年のレポートでは、「この実名報道の流れは今後も広がっていくのではないか」という意見を記述したが、今後は「特定少年」という枠組みすら無くなり、現行の条件付きの扱いではなく、ゆくゆくは完全に成人と同じような扱いをされるようになっていくのではないかと予想している。加えて、2022年4月1日施行の民法改正（成年年齢の18歳引き下げ）に合わせた改正をされたという経緯もあり、少年法第2条にて定められている「少年」の年齢基準も18歳に引き下げ、18歳・19歳は少年法の適用範囲外にする議論が今後起こっていくのではないかと考えている。

しかし、以前と変わらずに18歳・19歳の少年に少年法を適用した現行法の趣旨からすれば、17歳以下の少年と同じように十分な更生の機会が与えられる必要があるが、実名報道をきっかけに、特定少年及びその家族はネットでの中傷や個人情報の晒し上げなどの「私的制裁」を受ける可能性がある。

少年の健全育成と社会復帰を目的とした少年法の改正であるがために、少年の未来に大きな影響を及ぼしかねない個人情報の公表、実名報道は行うべきではないと考えている。

以上